



2020年10月30日

各 位

会 社 名 SAMURAI&J PARTNERS株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 慶一  
コード・上場 4 7 6 4 ・ J A S D A Q  
問 合 せ 先 専務取締役 正司 千晶  
電 話 番 号 0 3 - 5 2 5 9 - 5 3 0 0 (代表)

「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間入りに関するお知らせ

当社が2020年9月23日付で開示いたしました「Jトラストカード株式会社とのA種優先株式による株式交換契約締結及びJT親愛貯蓄銀行株式会社の孫会社化に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社はJトラストカード株式会社との株式交換を行うことを決議し、2020年11月1日付の効力発生を予定しております。

これを受け、株式会社東京証券取引所は、当社が実質的存在会社ではないと認められることから、有価証券上場規程第604条の4第1項第2号の規定により、本日付で合併等による実質的存続性の喪失に係る猶予期間入り（猶予期間は2020年11月1日から2023年12月31日まで）を公表しております。

当社が、上記の猶予期間中に新規上場審査基準に準じた基準に適合しているかどうかの審査を申請し、かかる基準に適合すると認められた場合には、猶予期間が解消され、当社の上場は維持されることとなります。一方で、猶予期間内に当該基準に適合しない場合には、上場廃止となるおそれがあります。

当社は、今後見込まれる新規上場に準じた審査を通過できるよう、最善を尽くしてまいります。

株主の皆様、関係各位におかれましては、何卒ご理解のうえ、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上